

福山市職員措置請求書

I 措置請求

第1 福山市長羽田皓と福山副市長岡崎恣に対する措置請求の要旨

1 措置請求の対象

西日本旅客鉄道株式会社（以下、JR西日本という）福山駅（以下、JR福山駅という）南側に所在する福山市所有地（以下、福山市土地という）とJR西日本所有地（以下、JR西日本土地という）の地下に福山市が設置することとなっている地下送迎場（以下、本件地下送迎場という）についての設置（調査費と設計費と中国電力株式会社配電設備移転補償費等を含む、以下同じ）費用の支出及び管理費の支出

2 措置請求の内容

- (1) 上記1の対象について違法不当であることの監査を求める。
- (2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は本件地下送迎場の設置費用の今後の支出と管理費の今後の支出を中止する（上記中止のために必要な措置をとる）。
- (3) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は本件地下送迎場の設置費用の現在までの支出額^{416,644,684}~~189,844,684~~円（支出確定分を含む、別紙支出額内訳書のとおり）相当額を損害賠償金として福山市に支払う（上記支払のために必要な措置をとる）。

3 措置請求の理由

- (1) 本件地下送迎場は設置決定に至る経緯と設置内容と機能からみても明らかなようにJR福山駅利用者（乗降客及びその関係人、以下同じ）（真実はその1部）のために設置されるものであり、JR福山駅と一体となったその関連施設というべきものである。従って、本件送迎場の設置は専らその利益を独占する営利を追及する1私企業であるJR西日本がなすべきものであり、又はその設置費用を負担すべきであり、福山市が自己の費用をもって上記設置をなすべきではない。
- (2) 本件地下送迎場の将来の管理費について福山市が負担すべきでないことは上記(1)同様である。
- (3) 福山市長羽田皓と福山副市長岡崎恣はJR西日本が営利を追及する1私企業であ

ることを知り、本件送迎場設置が専らJR西日本の利益のためになることを知りながら、福山市の費用負担で現在までに調査費と設計費と一部の工事費を相当額支出させ損害を生じたものであるから、上記支出にかかる費用相当額を福山市に賠償する責任がある。

第2 福山市長羽田皓と福山副市長岡崎恣に対する措置請求の要旨

1 措置請求の対象

福山市とJR西日本との間の福山市土地とJR西日本土地についての下記契約（以下、本件各契約という）

- ① 2007年1月22日付覚書（以下、①覚書という）
- ② 2007年1月22日付確認書（以下、②確認書という）
- ③ 2009年3月5日付変更覚書（以下、③変更覚書という）
- ④ 2007年2月28日付福山駅前広場再整備（暫定）工事覚書（以下、④工事覚書という）
- ⑤ 2009年3月5日付福山駅前広場再整備（暫定）工事覚書（以下、⑤工事覚書という）
- ⑥ 昭和32年3月28日付協定書（以下、⑥協定書という）
- ⑦ 日付のない（昭和43年12月ころ締結と推定）協定書（タクシー駐車場等に関する変更協定）（以下、⑦協定書という）

2 措置請求の内容

- (1) 上記1の各対象について契約締結が違法、不当であること及び契約内容が違法無効不当であることの監査を求める。
- (2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は上記1の各対象についてJR西日本との間で効力を有しないことを確認し若しくは解除する（上記確認若しくは解除に必要な措置をとる）。
- (3) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は本件地下送迎場の設置を中止する（上記中止に必要な措置をとる）。

3 措置請求の理由

- (1) ①覚書ではJ R福山駅北側に所在する福山市所有地（以下、北側福山市土地という）とJ R西日本土地について、いずれも契約の相手方（借地人）の使用（借地）期間が定められておらず（第1条1項）、さらに北側福山市土地に設置される一般駐車場の財産の帰属と管理運営方法等や設備（設置）費用負担も定まっておらず（第1条2項、第4条）極めて契約内容が不明確であり、原則として無効である。
- (2) 前記(1)の各土地にかかる相互使用の内容が次のとおり極めて福山市に不利であり、等価交換を原則とする福山市条例（第21号）及び等価交換を原則とする上記契約の趣旨に反し、無効（福山市の錯誤なお、J R西日本の詐欺にかかる取消原因）である。
- ① 本件相互借地についても北側福山市土地とJ R西日本土地とを各全体で相互借地とすれば相互借地目的に合致し、内容的にも合理性を有するが、実際の契約はこれに反している。
- ② J R西日本土地の地下部分のみが福山市の借地の対象とされたのは、同土地の地上をJ R西日本が利用できるようにするためであり、J R西日本にとって同土地の地上は多大の使用価値を有するが、同土地の地下は無価値である（使用歴はなく将来の使用計画も全くない）。他方福山市及びJ R西日本にとって本件北側福山市土地の地上は多大の価値使用を有するが、同土地の地下は無価値である（使用歴はなく将来の使用計画も全くない。また、J R西日本が地上の使用開始をすれば地下は使用不可能となる）。これらの事実からすれば前記各土地にかかる相互利用が福山市にとって極めて不利な不等価交換であることは明らかである。
- (3) 本件各契約中の①覚書等の無効確認や違法不当による解除がなさなければ、本件地下送迎場の設置にかかる工事が実施され、福山市に設置費用撤去費用等の極めて多大な損害が生じることとなり、また実質的に極めて低額な対価でJ R西日本が北側福山市土地を使用することとなり、福山市に多額の損害を生じることになる。
- (4) 本件各契約中の⑥協定書及び⑦協定書等の無効や違法不当による解除がなされなければ、福山市において福山市土地が正当な経済的対価と受けていない現状が継続

し、福山市に多額の使用料相当の損害が生じることとなる。

第3 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣に対する措置請求の要旨

1 措置請求の対象

J R西日本のなした昭和32年3月28日から平成20年ころまでの間の福山市土地の実質的な占有若しくは管理若しくはタクシー乗り入れ承認と駐車場整理に関して、J R西日本が不当に利得した1ヵ年当り576万円で10年分合計5,760万円について、福山市がJ R西日本に対し、不当利得返還請求をなさないこと。

2 措置請求の内容

- (1) 福山市が上記1の不当利得返還請求をなさないことが違法不当であることの監査を求める。
- (2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣はJ R西日本に対し、少なくとも最近10年間の合計金5760万円の上記1の不当利得返還請求をなす（上記請求に必要な措置をとる）。

3 措置請求の理由

- (1) 前記第2の1の⑥協定書と⑦協定書は前記第2の3のとおり無効であり、仮にそうでないとしても上記⑥協定書と⑦協定書はJ R西日本が福山市土地についてタクシー乗り入れ承認と駐車場整備をなす権限を有することを定めたものにすぎず、福山市土地を占有又は管理して乗り入れ承認受けたタクシー（の所有者）からその承認料若しくは駐車料を徴収して自己のものとすることを認めたものではない。
- (2) 実質的にみても、福山市土地へのタクシー乗り入れと駐車場整備は専らJ R西日本福山駅利用者のためになされるものであるから、J R西日本が無償で自ら福山市土地を使用したり、上記タクシー乗り入れ等について承認料等を徴収し自己のものとすることは許されない。
- (3) しかるに、J R西日本は800台のタクシー（所有者）から昭和43年ころから平成20年ころまで上記タクシー乗り入れ承認料等を1台当り1ヵ月600円を徴収し、これを自己のものとしてきた。

第4 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣に対する措置請求の要旨

1 措置請求の対象

本件地下送迎場撤去費についての債務負担行為

2 措置請求の内容

- (1) 福山市が福山市議会の予算決議の議決を得ずに本件地下送迎場を設置することが違法不当であることの監査を求める。
- (2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は本件地下送迎場の設置を中止する（上記中止に必要な措置をとる）。

3 措置請求の理由

- (1) 本件地下送迎場設置は前記第2の1の①覚書及び民法第598条により本件地下送迎場の福山市の撤去義務を生じる。
- (2) 上記(1)の撤去義務にかかる撤去費（推定数億円を要する）は地方自治法第214条の債務負担行為となり福山市議会の予算議決を要するが、上記議決は存在しない。従って、上記予算議決がないかぎり福山市が本件地下送迎場の設置をなすことは違法である。

補償も入り？

第5 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣に対する措置請求の要旨

1 措置請求の対象

本件地下送迎場の設置

2 措置請求の内容

- (1) 福山市が本件地下送迎場を設置することが違法不当であることの監査を求める。
- (2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は本件地下送迎場の設置を中止する（上記中止に必要な措置をとる）。

3 措置請求の理由

- (1) 本件地下送迎場は福山市土地における地上送迎場若しくは平成20年ころまで多年にわたり存在した従前同様の地上送迎場に比し、利便性、安全性、設置に要する費用（地上送迎場の方が十数億円少ない）、利用可能人員（延べ計算上の人員）等の点から著しく劣るものであり、このことは福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣や担当部局において明白であった。

(2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は前記(1)の地上送迎場の明白な優越を熟知しており、上記地上送迎場の設置をなすこととしていたが、いわゆる福山商工会議所の主力メンバー等の福山市の財界(福山市担当部局は地元経済界と表現している)から一般市民の利便を無視し、自己の利便を図った本件地下送迎場設置の強い要望がだされたことから無条件でその要望を受け入れた。

(3) 前記(2)の福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣らの行為が故意による職権を濫用となるものであり、違法なものであることは明らかである。

第6 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣に対する措置請求の要旨

1 措置請求の対象

本件地下送迎場設置にかかる設計費、調査費、工事費等について現在までになされた支出(支出額^{416, 644, 684}~~189, 844, 684~~円)

2 措置請求の内容

(1) 前記1の支出について違法不当であることの監査を求める。

(2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は福山市に対し金189, 844, 684円の損害賠償金を支払う(上記支払いに必要な措置をとる)。

3 措置請求の理由

(1) 第5の3の(1)ないし(3)同旨

(2) 福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣は本件地下送迎場設置が違法であることを知りながら前記1の支出をなし、福山市に上記支出額相当額の損害を与えたのでその賠償をなす義務がある。

II 正当理由

前記Iの措置請求の対象については当該行為のあった日又は経った日から1年を経過したものも存在するが、いずれも本件請求者が当該行為の存在を知ることができたのは平成21年5月ころであるから、地方自治法第242条2項により本件請求には正当な理由がある。

III 個別外部監査契約に基づく監査請求

第1 請求内容

本件請求については監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査を請求する。

第2 請求理由

- 1 本件請求中には福山市長羽田皓及び福山副市長岡崎恣に対するものや福山市議会の議決を得たものが存在し、上記福山市長らが福山市議会の同意を得て任命した監査委員では客観的で公平な監査がなされない恐れが存在する。
- 2 本件請求中には専門的な法律解釈を要する行政上民事上の法律問題が存在し、また中規模都市の中心部における交通設計についての専門的見識を要するものが存在しており、監査委員による監査では客観的で公正な監査結果を得られない可能性が高い。
- 3 現在本件地下送迎場設置工事が進行しており、これにかかる監査をなすには独立した、政治的配慮を考案しない公正な外部の監査人が相当である。

IV 添付事実証明文書

- 1 前記 I 第 2 の 1 の①ないし⑦の各文書
- 2 福山駅前広場管理区分図及び土地所有区分図
- 3 福山土地地上送迎場立案関係文書一式
- 4 本件地下送迎場設置費用関係文書一式
- 5 福山市民オンブズマン会議の福山市長あて質問書及びその回答書
- 6 福山市民オンブズマン会議の西日本旅客鉄道株式会社社長あて質問書及びその回答書
- 7 福山駅前広場設計業務委託契約書
- 8 本件地下送迎場実施設計図書
- 9 「住民監査請求監査とその結果について」との通知書
- 10 請求者林俊明の調査報告書
- 11 福山市副市長事務分担規定
- 12 判例時報 1987号3ないし18ページ（大阪高等裁判所平成19年3月1日判決）
- 13 弁護士寺澤隆明の意見書

V 結論

地方自治法第242条第1項の規定により事実証明文書を添え必要な措置を請求しま

す。併せて、同第252条の43第1項の規定により、当該請求に係る監査について、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを請求します。

平成21年7月 日

福山市監査委員 御中

請求者 林 俊 明

[Redacted content]

支 出 額 内 訳 書

番号	支出名目 (略表示)	支出金額 (円)	支出先	支出日 (平成年月日)
1	基本設計	14,128,800	J R 西 日 本	18・3・31
2	実施設計	58,322,250	J R 西 日 本	20・3・14
3	地下工事	252,000,000	J V 戸 田 建 設 大 和 建 設	19・4・27 20・3・7
4	配電設備移設	60,536,134	中国電力(株)	21・1・23 ころ
5	変更基本設計	7,612,500	中電技術コンサルタント(株)	21. 2
6	変更実施設計	24,045,000	中電技術コンサルタント(株)	21・3・31 以降
合 計		466,644,684 180,844,684		